鳥取県会計年度任用職員(登記専門員) 令和6年度 採用試験募集案内

◆鳥取県県土整備部県土総務課用地室◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地(鳥取県庁本庁舎5階) 電話(0857)26-7793·7346 https://www.pref.tottori.lg.jp/kendosoumu/

受付期間,試験日時,試験会場,合格者発表日

	• / /	41.4		TOTAL TOTAL PROPERTY.
				随時募集しています
受力	付	期	間	◎持参、郵送のどちらでも申込みができます。◎郵送による場合は、封筒の表に「登記専門員受験申込」と朱書きしてください。◎持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。(土・日曜日・祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)
			時	随時試験を実施します
試 !	験	日「		◎試験日時は相談により決定しますので、採用試験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。
試具	験	会	場	八頭県土整備事務所会議棟2階 第1会議室(八頭郡八頭町郡家100)
合格者発表日		日	試験日から3営業日以内に受験者へ試験結果通知を郵送します	

2 募集職種・配属先・採用予定者数・職務内容

職種	配属先	採 用 予定者数	主な職務内容
登記専門員	八頭県土整備事務所	1名	登記事務及び土地名義人調査(登記嘱託書等関係書類作成・戸籍・住民票・相続等調査)、公図・地積測量図等法務局調査、法務局等関係機関協議、現地調査

◎登記専門員業務においては、土地境界等の現地確認業務があるため、現地状況によっては持久力、筋力 が必要となります。

受験資格

- (1)年齢、性別は問いませんが、業務の都合上、自動車運転免許を有する人を対象とします。
- (2) 地方公務員法第16条等に該当する人は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、 又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (3)日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
 - また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)には就く ことができません。

試験内容 4

試験種目	配点	内容
筆記試験	100点	民法、不動産登記法など職務に必要な知識についての試験(約60分)
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験

任用期間(予定)

採用日~令和7年3月31日

※採用日は調整の上決定します。

勤務条件(予定)

39/1///	/ ~	(1,12)
		○報酬 日額 9,570円~10,620円 ※採用前の職務歴に応じた金額となります。 ※県一般職の給料月額の改定に準じて改定するため任期途中に改定する場合があります。
給	与	○期末勤勉手当(任用期間が6月以上で、基準日(6月1日・12月1日)に在職する場合)期末手当:報酬の月額相当額の1.08月分(12月期)勤勉手当:勤務成績に応じて支給※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。
		○費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり 55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給 します。 ※制度改正があった場合は、それによります。
福	利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休	暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日		月17日(午前8時30分から午後5時15分まで)
任用期	の 間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります(再度の任用4回まで)。

7 受験申込手続

2001 1C 1 1/12				
提出書類等	(1)採用試験申込書(受験票含む) 1部 <u>※申込書、受験票に顔写真を貼付すること。</u> (2)受験票返信用封筒(受験票返送先の住所・氏名を記載し、84円切手(郵便料金の改定があった場合は改定後の料金分の切手)を貼ること) <u>※持参による申込者は、(2)は不要です。</u>			
申込み先	鳥取県県土整備部県土総務課用地室(担当:藤田) 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地(鳥取県庁本庁舎5階) 電話0857-26-7793、7346			
その他	○持参による申込者には、受験票をその場で交付します。○郵送による申込者には、受験票を返送します。○提出書類は返却しません。			

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。

8 合格者の決定方法

筆記試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

ただし、それぞれの得点及び合計得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格と します。

9 合格者の発表

全ての受験者に郵送で合否を通知します。

10 試験結果の開示

(1) この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の** 場合は法定代理人も可)が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

<u>また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23 cm×12 cm)〕を持参してください。</u>

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定 代理人	試験の合否、合計得点、順位及び試験種目 ごとの得点(不合格者の場合は、試験種目 ごとの判定を含む。)	合格発表日から1月間	県土整備部県土総務課用地 室 (県庁本庁舎5階)

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻した場合は受験できません。)
- (2) 受験の際は、運転免許証など本人確認のできるもの(顔写真付きのもの)、受験票及び筆記用具を持参してください。

時計を持参する場合は、時計機能だけのものに限ります。携帯電話を時計として使用することは認めません。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

13 試験会場案内

